

米子市人権教育基本方針 米子市人権教育推進プラン 【改訂版】



米子市人権啓発シンボルマーク

平成25（2013）年3月

米子市教育委員会

はじめに ～米子市人権教育基本方針・人権教育推進プラン改訂にあたって～

平成23（2011）年9月に本市のまちづくりの基本方針となる第2次米子市総合計画「米子いきいきプラン2011」が策定され、「こころ」がいいきいきく人を大切に、豊かな心と文化を育むまちづくりの方向が示され、平成24（2012）年10月には、今後めざすべき教育の基本理念や講ずべき基本施策を明らかにした「米子市教育振興基本計画」が策定されました。また、平成24（2012）年2月には、米子市人権施策基本方針、米子市人権施策推進プランが改訂され、新たな社会情勢や各種制度などの変化に対応するとともに、さらに認識が高まった人権問題への施策の基本的な方向が示されました。

近年、全国的にみても、厳しい経済情勢のもと、雇用が不安定さを増しており、人々の中に時間的、心理的余裕が奪われることが危惧されています。特に増加の傾向にある子どもや高齢者への虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、自死、ひきこもり、インターネットを使ったいじめ・誹謗中傷などの人権侵害等、生きることが脅かされる状況もあり、人と人とのつながりの危うさも指摘されています。人権問題が複雑化・多様化してきている中、個別分野におけるさまざまな計画との連携を強化し、人権を日常生活の中でごく自然にとらえるような人権の普遍化を意識する取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、平成18（2006）年に策定された米子市人権教育基本方針、米子市人権教育推進プランに沿った、これまでの取り組みを継承・発展させるとともに、人権教育の具体的な取り組みを充実させ、新たな課題に対応するために、米子市人権教育基本方針、米子市人権教育推進プランの改訂を行います。

人と人との豊かにつながり合い、支え合い、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざして、本プランの改訂版が、保育所、幼稚園、学校、職場、家庭、地域社会のそれぞれの場において、人権教育を推進する多くの方々に積極的に活用されることを願っています。

改訂にあたっては多くの関係機関、関係団体のご協力をいただきました。心よりお礼申し上げます。今後も市民のみなさまのご協力をいただきながら、米子市の人権教育施策の推進に努めてまいります。

平成25（2013）年3月

米子市教育委員会

米子市人権教育基本方針

米子市教育委員会

国連は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という理念に基づいて世界人権宣言を採択して以来、国際人権規約をはじめ、多くの人権に関する条約を採択してきました。そして、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権文化*1の創造をめざす「人権教育のための国連10年（1995～2004）」の取り組みを進め、その後、平成17（2005）年に全世界規模で人権教育の推進を徹底させるために「人権教育のための世界計画」を採択し、取り組みを進めています。

わが国では、日本国憲法の保障する基本的人権の確立に向けて、法や制度の整備を図りながら、わが国固有の人権問題である同和問題をはじめさまざまな人権問題について、その解決に向けて前進してきました。また、平成12（2000）年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律によって、国及び地方公共団体が行うべき人権教育と人権啓発の基本理念が定められ、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が示されました。また、文部科学省からは「人権教育の指導方法等の在り方」[第一次～第三次とりまとめ]が公表され、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点が示されました。

本市においては、昭和63（1988）年に「人権尊重都市宣言」を行い、平成6（1994）年には「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を定め、人権尊重都市の実現を市政の重要な柱として位置づけ、市民の人権意識の高揚を図ってきました。また、平成7（1995）年には「米子市同和教育基本方針」を定め、平成17（2005）年には、「人権教育基本方針」、平成18（2006）年には「人権教育推進プラン」を策定し、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域社会、職場などで、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを進めてきました。

このような取り組みによって、市民の意識啓発が進むとともに、さまざまなところで人権教育の推進体制が組織されるなど、一定の成果が出ています。しかし、差別意識が潜在化している同和問題*2や、在日コリアン*3、障がい者などに対する差別や偏見は今なお存在しており、男女共同参画*4、子ども、高齢者、病気にかかわる人*5などの人権に関する問題など、解決すべき課題は多くあります。さらに、国際化にともなう渡日外国人*6にかかわる問題、情報化にともなう個人情報の保護やインターネット上の人権侵害など、新たな人権問題も生じています。国が認定している北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）当局による米子市民も被害者となった拉致問題についても未だ解決には至っていません。

あらゆる差別や人権侵害をなくし、平和ですべての人が幸せに生きる社会をつくり上げていくことは、私たち市民の願いであり責務でもあります。その実現のためには、人々のたゆまない努力で人権文化を根づかせていくことが重要で、中でも教育の果たす役割はとて大きいものがあります。

米子市教育委員会はこのような考えに立って、日本国憲法、教育基本法、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等の精神に基づき、「米子市人権教育基本方針」を次のとおり改めます。

○ いのちの大切さを学ぶ人権教育を進めます

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。すべての人間の存在意義を認め、どんなことがあっても自分のいのちと他人のいのちを最大限に尊重する心を育てなければなりません。そのために、生命尊重の視点に立った人権教育を推進します。

○ 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます

豊かな人権文化を築いていくためには、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、その解決に向けて主体的に関わっていこうとする意識や態度を育てることが大切です。一人一人が自分に自信や誇りを持ち、将来に夢や希望をもって進んでいけるよう、自尊心*⁷を育む人権教育を推進します。

○ ちがいを認め合い、豊かにつながる人権教育を進めます

人と人とが共に生きていくためには、さまざまな個性や生活背景をもつ人々との出会いを通して、共感的に理解し合うとともに、コミュニケーション能力を身につけることが大切です。そのために、民族や言語、性、障がいなどの多様性を認め合い、豊かな人間関係を築いていく力を育てる人権教育を推進します。

○ 地域での人権ネットワークづくりを進めます

市民一人一人の人権意識を高めるために、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域社会、職場などあらゆる場を通じて人権教育を推進します。また、さまざまな関係機関、団体が互いに連携するネットワークづくりを進め、地域における人権文化の創造を推進します。

○ 人権教育を推進する人材の育成を進めます

人権教育を推進するために、人権及び人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた推進者の育成を図る必要があります。そのために、教職員をはじめとする指導者の研修の充実と、地域社会における推進者の学習機会の充実に努めます。また、人権問題に積極的に関わっていこうとするボランティア活動を支援します。

「米子市人権教育基本方針」については、今後生じる新たな課題に対応し、その解決のために、必要に応じて修正・更新を行います。なお、本方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しながら、一層連携して推進しなければなりません。

平成25（2013）年3月28日

■用語解説

* 1 人権文化

人権意識、人権感覚にあふれた人々で地域が満たされ、人権を尊重する心や態度が日常生活のすみずみに行き渡っているような状態を表す。（「鳥取県人権文化センター設立趣意書」による）

* 2 同和問題

被差別部落出身者に対する身分的偏見に基づく差別から生じるさまざまな社会問題。部落問題という場合もある。

* 3 在日コリアン

歴史的経緯から日本で生活するようになった、朝鮮半島に国籍を置く在日韓国・朝鮮人とその子孫の総称。

* 4 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

* 5 病気にかかわる人

病気にかかっている人やその家族のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人をいいます。

* 6 渡日外国人

近年労働や結婚のために日本に在住するようになった外国出身者の総称。

* 7 自尊感情

自分自身を肯定的にとらえる感情。セルフ・エスティームとも言う。

■正式名称について

次の条約や法令等の表記は、略称を使用しています。正式名称は下記のとおりです。

○国際人権規約

⇒経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約、社会権規約）

市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約、自由権規約）

市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書（第1議定書）

市民的及び政治的権利に関する国際規約の死刑の廃止を目標とする第2議定書（死刑廃止議定書）

以上の総称

○人権教育・啓発推進法

⇒人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

○子どもの権利条約

⇒児童の権利に関する条約

○女性差別撤廃条約

⇒女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

○人種差別撤廃条約

⇒あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

米子市人権教育推進プラン

米子市人権教育推進プラン もくじ

◇推進プラン改訂の趣旨	1
◇人権教育をめぐる状況	2
◇推進プランのめざす方向	
(1) 推進プランの目標	5
(2) 推進プランの位置づけ	5
(3) 推進プランの期間	5
(4) 推進プランの評価	5
(5) 推進プランの体系	6
I 普遍的な視点に基づくプラン	
■豊かな人間関係を築く取り組み	7
■人権教育を推進する体制づくり	9
II 個別的な視点に基づくプラン	
■具体的な人権課題から学ぶ取り組み	10
■同和問題に関する人権教育の推進	11
■外国人に関する人権教育の推進	15
■障がい者に関する人権教育の推進	20
■男女共生に関する人権教育の推進	25
■子どもに関する人権教育の推進	29
■高齢者に関する人権教育の推進	34
■健康や性に関する人権教育の推進	36
■情報に関する人権教育の推進	40
■その他の課題に関する人権教育の推進	43
資料	
■人権尊重都市宣言	
■米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例	
■相談機関	
■協力をいただいた機関・団体	

◇推進プラン改訂の趣旨

米子市では、昭和63（1988）年に旧米子市において、平成2（1990）年に旧淀江町において、それぞれ人権尊重に関する宣言を行い、平成6（1994）年にはそれぞれが「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を定めるなど、人権尊重都市の実現を行政の重要な柱として位置づけ、さまざまな施策を推進してきました。

また、それ以前にも昭和47（1972）年に旧淀江町、昭和50年（1975）年に旧米子市で同和教育推進協議会が結成され、「淀江町人権のつどい」「米子市同和教育研究集会」を通して、学校教育および社会教育における同和教育の推進が図られてきました。しかし、米子市民による他市への同和問題に関する身元調査事件や中学校生徒による差別発言が連続して起こり、それまでの取り組みを根本から見直す必要に迫られました。

これらを受け、米子市では、平成11（1999）年には、市民への人権情報サービスの提供を目的に人権情報センターを開設し、平成14（2002）年には、人権政策の総合的な推進をめざして、人権政策部（現人権政策局）を新設しました。さらに平成17（2005）年に米子市人権教育基本方針、平成18（2006）年には、人権教育推進プランを策定し、人権教育の具体的な方向性を示してきました。

近年は、学校教育、社会教育、家庭教育において人権教育推進の取り組みが盛んになり、一定の成果も上がっています。しかし、市民意識調査からは特定の人たちへの偏見や差別意識が依然として残っていることや、市民の中には差別や人権侵害を他人事ととらえているような実態があるなどの課題が明らかになっています。それに加えて、児童虐待の問題、渡日外国人の問題、インターネット上の人権侵害など、新たな課題への対応も必要な状況になってきています。

このような中、米子市では、平成24（2012）年2月に「人権施策基本方針、人権施策推進プラン」の改訂が図られ、新たな人権問題に対する施策の方向性が示されました。また、人権教育をめぐる世界的な流れや国内、県内の動きともあわせ、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応すべく「人権教育基本方針、人権教育推進プラン」の見直しを図り、人権尊重社会の実現をめざして具体的な施策を明らかにします。

◇人権教育をめぐる状況

(1) 同和教育から人権教育へ

これまでの歴史を振り返ると、部落差別をなくし、人権が尊重された社会の実現をめざして取り組みが始まった同和教育は、日本における人権に関する教育を牽引してきました。その後、同和教育の広がりの中、さまざまな人権課題の解決に向けた取り組みや人権に関する世界的な取り組みの流れとも相まって、すべての人の人権が尊重され、人権という普遍的な文化を構築するための人権教育へ継承・発展されてきました。

このことは、同和教育の解消が果たされ同和教育の役割が終わったことを意味するものではなく、むしろ、現在の社会の中にある個々の人権課題を追及していくという手法と、人権という人類の普遍的な見地から、すべての人の共存を考え、日常生活を通して、差別を生まない生き方を考えていく手法によって、あらゆる人権課題の解決と人権が尊重される社会づくりにつなげることが重要となっています。

*米子市では、上記のような意味合いで、研究集会等一部「人権・同和教育」という表現を用いている場合もあります。

(2) 米子市の人権教育がめざすもの

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動（第2条）」としています。また、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」では、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが、さまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。」としています。

人権が尊重される社会とは、すべての人間が自分らしさを発揮し、互いを認め合い、支えあいながら安心して、自信を持って、自由に生きていくことができる社会のことです。このような社会の実現に向けて、主体的に取り組もうとする人間を育成していくことが求められます。とりわけ、学校教育および社会教育においては、人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解・認識を培うとともに、人権を尊重する実践的態度を高めるための教育内容を創造していくことが求められています。

(3) 人権教育推進の視点

人権教育を推進していく上で、大切にしたい手法として、普遍的な視点と個別的な視点からのアプローチがあります。例えば、普遍的な視点で人権について考えようとするとき、個別的な人権課題のありようと切り離された抽象的な理解にとどまるのではなく、個別的な人権課題を深く理解することにつながるようにすることが大切です。また、個別的な視点で人権課題をとらえようとするとき、具体的にさまざまな人の立場に立つことによって、人権の普遍性に近づいていくことが大切です。つまり、普遍的な視点と個別的な視点の二つのアプローチを互いに関連させながら取り組むことが重要とされています。さらに、すべての教育活動は人権を土台として成り立つということを基本として取り組むことが求められています。

(4) さまざまな場における人権教育の推進

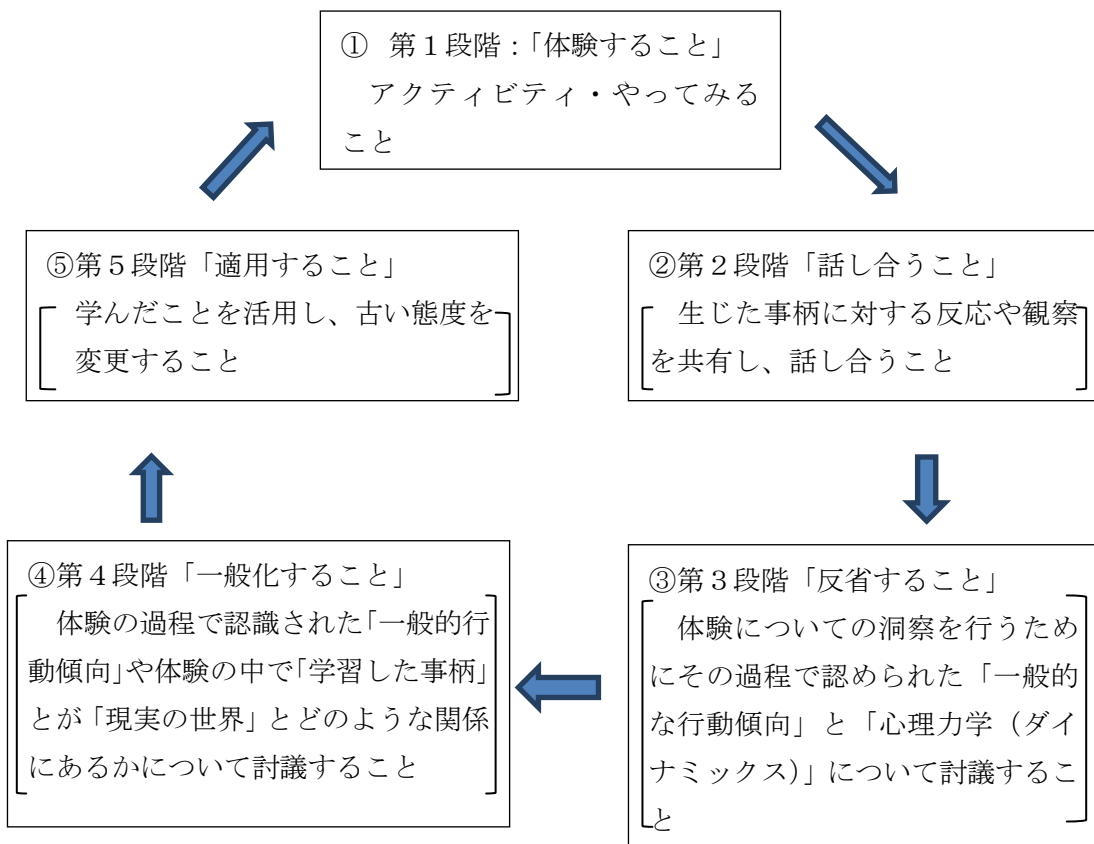
人権教育は、さまざまな発達段階に応じて計画的・継続的に行われなくてはなりません。乳幼児期から成人にいたるまで、保育所、幼稚園、学校、職場、家庭、地域社会等で連携と協力を図りながら取り組むことが重要です。

これまで、さまざまな場所で、一人一人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現のための取り組みが進められてきました。今後も、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚し、主体的な実践行動につなげるために、幼少期から成人までの生涯にわたり、学びを継続していくことが大切です。そのためにも、保育所、幼稚園、学校、職場、家庭、地域社会等において、さまざまな人権学習に主体的に参加できる機会を提供したり、推進者の育成を進めたりすることが求められています。

(5) 学習方法の工夫

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を促進するためには、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成することが必要です。人権に関する知的理解や人権感覚は、言葉で説明して教えるというような指導方法で育てることはできず、学習者が自分で、「感じ、考え、行動する」こと、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠です。そのためにも学習者が、他の学習者とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験する学習活動になるよう工夫することが大切と考えられています。

【参考】 「体験的な学習」に関する学習サイクル



上記における第1段階の「体験」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではない。むしろ、明確な目的意識の下に考案された学習活動（アクティビティ）に取り組むことによる疑似体験や間接体験をすることも含まれる。そこでは、ロールプレイング、シュミレーション、ドラマなど、多種多様な手法が用いられる。「体験的な学習」のねらいは、「体験」を単なる「体験」に終わらせるのではなく、「話し合い」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的、実践的な段階を丁寧に踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結び付けさせることにある。

人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] より

◇推進プランのめざす方向

(1) 推進プランの目標

あらゆる差別や人権侵害をなくし、平和ですべての人が幸せに生きる社会を実現させるために、米子市に人権文化を根づかせる教育を推進し、基本方針の具体化をめざします。

(2) 推進プランの位置づけ

このプランは

1. 市民とともに、人権尊重社会の実現をめざし、取り組むべき方向を明らかにし、総合的かつ効果的な施策展開を図る計画です。
2. 「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の理念を尊重し、教育行政の推進にあたって、人権尊重の視点を配慮するための指標となる総合的な計画です。
3. 人権教育及び人権啓発推進に関する法律に定めている「人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施」のための計画です。

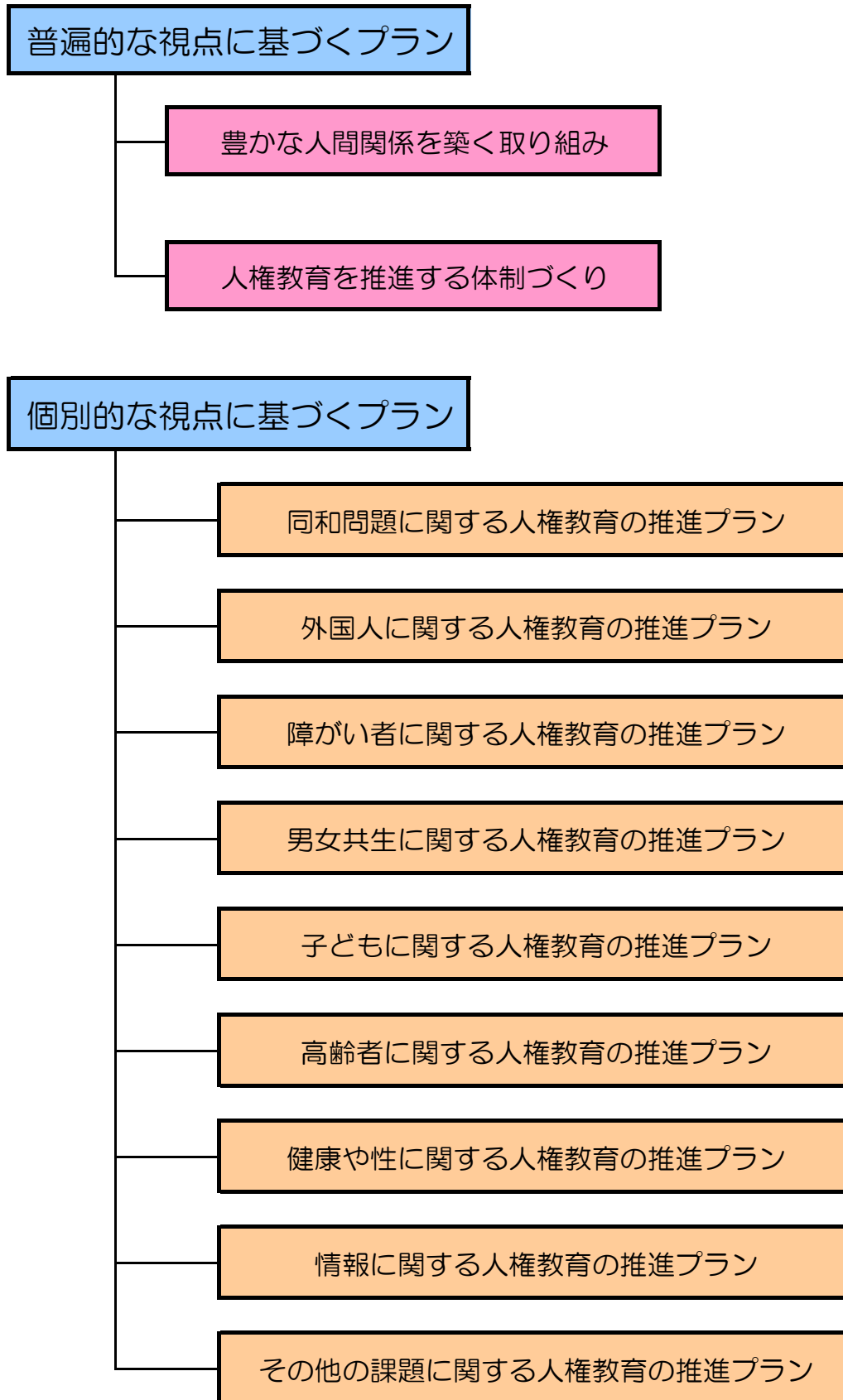
(3) 推進プランの期間

このプランは終期を定めるものではありませんが、市民意識調査等の結果に基づいて定期的に検証し、見直しを図ります。また、それ以外にも必要があれば修正・更新を行います。

(4) 推進プランの評価

プランに基づく施策の推進状況について、毎年度評価します。評価にあたっては、関係機関、関係諸団体の意見を積極的に求めます。

(5) 推進プランの体系



I 普遍的な視点に基づくプラン

豊かな人間関係を築く取り組み

○ いのちの大切さを学ぶ人権教育を進めます

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代の社会においては、さまざまな面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起こっています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、さまざまな活動を通していのちの大切さを理解させるとともに、自分や他人のいのちを最大限に尊重する心を育てる必要があります。学校において、性教育や道徳教育を中心に、生命尊重の視点に立った教育を推進するとともに、家庭や地域社会に対する啓発を推進します。

【実践上のねらい】

- 命の大切さ、人間の尊厳、人間らしい生き方を学ぶ
- 「生きること」や「身近な生活」と人権とのかかわりに気づく
- 人権の意義について考える
- 「人権を守る」ということについて考える

○ 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます

自分の能力や可能性を発揮したり、自分を表現したりするためには、安心できる環境が大切です。また、他人や自分の心を傷つけてしまう行為の背景には、自分に自信や誇りを持ってないということがあります。学校では、子どもたち一人一人が学ぶ楽しさとわかる喜びを実感できる教育活動を進めていくとともに、自分の存在が認められる居場所づくりに取り組む必要があります。また、家庭では、家族の一人一人が家庭での存在感を感じ、自分自身が家族の大切な一員であると実感できる家庭生活を営むことが求められます。学校や家庭におけるさまざまな活動を通して自分自身を肯定的にとらえる自尊感情を育み、豊かな自己実現をめざす教育を推進します。

【実践上のねらい】

- 「心の居場所」のある集団・環境づくりを進める
- ありのままの自分自身を見つめ、自尊感情を培う
- 家族や仲間、さまざまな人に支えられて自分がいることに気づく
- 自分の個性を認め、可能性を伸ばす

○ ちがいを認め合い、豊かにつながる人権教育を進めます

近年、国際化や価値観の多様化が進み、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。このような中では、異質なものを排除し同質化を求める姿勢を改め、さまざまな文化の中にある多様性を認め合うことが大切です。また、自分と「ちがう」ことからの学びは、自分をより豊かなものへと高めることにつながります。そのために、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、人と人がつながることのうれしさや温かさを実感できる教育を推進します。

【実践上のねらい】

- 自分を豊かに表現する力を育てる
- 人と豊かにかかわる力を身につける
- 人とのかかわりを通して、さまざまな人の思いや願いを受けとめる
- 互いを認め合い、「共に生きる」生き方をめざす

人権教育を推進する体制づくり

○ 地域での人権ネットワークづくりを進めます

人々の人権意識を高めるためには、保育所、幼稚園、学校をはじめ、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場と機会を通じて学習を進めることが重要です。そして、それぞれがその役割を果たすとともに、相互に連携しながら効果的な取組を進める必要があります。

現在、市内全11中学校区において人権教育推進組織がつくられ、保育所、幼稚園、小学校、中学校の校種間連携が進みつつあります。また、PTA^{*1}における人権教育推進のための専門部や、各地区における人権教育推進のための協議会では、さまざまな研修や啓発活動が展開されています。

今後は、中学校区単位の推進組織を中心に、開かれた学校、保育所、幼稚園づくりを進め、地域の教育力を高めていくとともに、豊かな人権意識を持つ子どもたちを育成することが必要です。また、地域におけるさまざまな人権教育推進組織が互いに連携するネットワークをつくり、人権文化が地域社会に根づく教育を推進します。

○ 人権教育を推進する人材の育成を進めます

人権教育の推進にあたっては、教育を受ける権利が保障され、一人一人の人権を大切にしながら、人権および人権問題についての学習を深め、その解決に向けての意欲と実践力を培うことをめざす必要があります。そのためには、子どもたちの指導にあたる教職員や保育士が豊かな人権意識を持つために、効果のある教職員研修・保育士研修を行わなければなりません。

学校教育、家庭教育および社会教育の推進のためには、人権教育の推進者を育成することが大切です。地域における推進者やPTA組織における推進者の研修を効果的に進め、それらの人材の活用をさまざまな形で図っていく必要があります。また、社会の中でさまざまな人権問題の解決に向けて取り組んでいる人たちも合わせて、本市における人権教育推進のための人材バンクとして整備し、あらゆる教育・啓発活動で活用していきます。

*1 PTA

各組織の正式名称としては「保護者と先生の会」などもあるが、ここでは便宜的に一律「PTA」の表現を使用する。なお、保育所および幼稚園における同様の組織についても、ここでは「PTA」の名称を使用する。

Ⅱ 個別的な視点に基づくプラン

具体的な人権課題から学ぶ取り組み

○身の回りの課題解決に向けた実践的態度を培う

さまざまな人権問題を解決し、全ての人の人権が尊重される社会の実現をめざしていくためには、差別の問題を人ごととせず、自分の生き方と結びつけて考えていくことが必要です。

また、日常生活の中にあるさまざまな人権に関する課題に気づき、その解決をめざして主体的にかかわる実践的態度を培うことが大切です。その際、お互いが対等で豊かな関係を築きながら学ぶ力を付けていくことも重要です。

○差別の不合理性の認識を深める

個々の人権問題を解決していくためには、差別や人権侵害は不合理なものであることを認識するとともに、差別を見抜く感性を養うことが必要です。

また、被差別の立場に寄り添い、共感的に理解していくことも大切です。

さらに、偏見や差別につながる人々の意識や社会のあり方について考える必要があります。

○人権獲得の歴史と人々の生き方に学ぶ

これまでの人権獲得に向けて、差別の現実と闘ってきた人々の姿から、生き方や生きることの意義を学ぶことができます。

個別的な人権問題には、それぞれの背景や解決をめざして取り組んできた人々の姿に学ぶことで、人のたくましさや人間の尊厳についての認識を深めていくことが大切です。

○さまざまな人権問題の学びへと発展させる

人権問題は歴史的な経緯や社会的背景等それぞれ異なりますが、これらの人権問題の多くは、差別の構造としての共通性があり、また、複合的な人権問題になっているという課題があります。

地域の実態に即した具体的な個々の学びをさまざまな人権問題の学びへと発展させ、さらには課題の解決に向けた実践力を養っていく取り組みが重要です。

同和問題に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

同和問題は、日本国憲法が保障している基本的人権の侵害に関わる重大な課題です。昭和40（1965）年に出された同和対策審議会答申*1に基づく特別対策事業により、同和地区における生活環境の改善をはじめ、各分野で見られたさまざまな格差は縮まりつつあります。

米子市においては、同和問題についての正しい認識を培うための取り組みを、長年にわたって行ってきました。学校教育においては、同和問題学習を年間指導計画に位置づけ、歴史的事実の学習とともに現在の部落差別の実態や差別解消への取り組みについての学習を重ねています。また、社会教育においては、人権教育地域懇談会（小地域懇談会）を中心に地域での啓発活動が進められるほか、PTAによる保護者研修が活発に行われています。さらに、行政としても教職員研修、PTA研修および市職員研修に同和問題学習を位置づけ、推進者の育成を図るとともに、各地区人権・同和教育推進協議会と連携を図り、懇談会や講演会を通して市民啓発を進めています。

同和地区においては、特別対策が行われる以前には、不就学や進学率の低さなどの課題がありましたが、奨学金制度の充実や、地区と学校の連携によって、実態は改善されつつあります。現在も、読み聞かせ活動や地区学習会等を通して、子どもたちの学力・進路保障や社会的立場の自覚を深める取り組みを進めているところです。

このような取り組みによって、市民の同和問題に関する意識にも変化が見られます。米子市人権問題市民意識調査平成24（2012）年では、身内と同和地区関係者との結婚について、「本人の意思を尊重し祝福する」と回答した市民が平成14（2002）年調査、平成19（2007）年調査と続けて、半数を超えています。このことは、昭和63（1988）年の調査が14パーセントであったことと比べると、教育や啓発の成果と評価できます。しかし、最近の増加傾向がわずかであることや、依然として半数近くはこだわりや反対の意思を持っていることも重く受け止めなければなりません。

学校においては、子どもたちが自分たちの人間関係の中で序列づけをしたり、相手を攻撃・排除したりする時に、身分を表す言葉を使用するような差別事象が今もなお起こっています。また、地域社会や企業においても、同和地区の人々に対する差別発言や、差別落書き、インターネット上の悪質な書き込みなどがあとを絶ちません。また、土地差別*2の問題も大きな問題です。このような課題を解決するため、市民の協力のもとに引き続き積極的な施策を推進していく必要があります。

2. 具体的な取り組み

(1) 同和問題学習の推進

①学校における同和問題学習の推進

ア. 同和問題を正しく理解し、部落差別解消に向けての意欲と実践力を育てる取り組みを推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 小・中学校の連携をはかり、計画的な指導内容を作成し、一貫した教育を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育および啓発の推進

ア. 保育所、幼稚園、学校における保護者研修や広報活動を通して、同和問題を正しく理解するための保護者啓発を推進します。

〈人権政策課・学校教育課〉

イ. 啓発誌「心ゆたかに」の発行等の広報活動を推進します。

〈人権政策課〉

ウ. 人権教育地域懇談会、公民館講座等を通して市民啓発を推進します。

〈人権政策課・生涯学習課〉

エ. 隣保館・地区会館の活動を通して、同和地区内外の住民の交流を進めるとともに、周辺地域や関係機関への情報発信に努めます。

〈人権政策課〉

オ. 米子市人権問題企業連絡会との連携を強化するとともに、米子市人権教育推進員による企業啓発等を推進します。

〈人権政策課〉

(2) 同和地区住民への支援

①幼児の発達保障および児童生徒の学力・進路保障

ア. 米子市同和保育基本方針および米子市同和保育実施要項に基づいて、同和地区幼児の発達保障を図ります。

〈こども未来課・人権政策課〉

イ. 同和地区児童生徒の学力や適性に応じた進路指導に努めます。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 同和地区児童生徒の仲間づくりを進めるとともに、自らの社会的立場の自覚を深めるための学習活動や交流活動の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

エ. 同和地区生徒の進路を保障するために、各種奨学金制度の周知を図ります。

〈人権政策課〉

②同和地区住民への学習支援

ア. 隣保館・地区会館における学習機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

(3) 推進者の育成

①保育士研修の充実

ア. 同和問題に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈こども未来課・人権政策課〉

②教職員研修の充実

ア. 同和問題に関する認識を深め、同和問題学習の推進を図るための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 同和地区児童生徒の諸活動を支援するための研修と情報交換の機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 同和地区関係校と隣保館・地区会館との連携を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

③社会教育における推進者の育成

ア. 隣保館職員を同和地区における啓発指導者として位置づけ、研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

イ. 地域における啓発推進者の育成を図るため、地区人権教育推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

ウ. P T A研修におけるリーダーを養成するための研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

エ. 人権教育地域懇談会等の市民啓発にリーダー的役割が果たせるよう、市職員の研修機会の充実を図ります。

〈職員課・人権政策課〉

* 1 同和对策審議会答申

昭和 40 (1965) 年に同和对策審議会が総理大臣の諮問に対して提出した答申。以後の同和行政の基本的指針となる。「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、さらに同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」として、国の責任を明らかにした。

* 2 土地差別

同和地区等の不動産取引で、差別問い合わせや根強い忌避意識、校区までが差別される等、同和地区に対する差別。

外国人に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

本市には34カ国約1200人（平成24年3月）の外国人が暮らしており、その約4割は韓国・朝鮮籍の人たちです。そして、その多くはかつての植民地政策によって急速に増えた後、戦後になってもさまざまな事情で帰国できず、日本に定住せざるを得なくなったいわゆる在日コリアンです。

在日コリアンに関しては、これまで学校教育や社会教育の中で、その歴史的経緯も含めて十分に教えられてきませんでした。本市においては、在日コリアンに対する差別発言や差別落書きが発生するなど偏見や差別が残っており、本名を名乗って暮らしにくい状況は依然としてあります。また、政治的にも社会的にも権利が制限されていることなど、多くの課題を残しています。平成18（2006）年以降、日本国籍への帰化を行う人が100名を超えるなど、時間の経過とともに在日コリアンを取り巻く環境は変化しています。祖国とのつながりがなくなった人や、日本国籍を有しながらも日本と韓国・朝鮮に2つのルーツがあるという人が増え、置かれている立場や意識、考え方は多様化しています。また、これらの人の中には、日本の国の発展に貢献してきた人たちもあります。

一方で、就労や国際結婚等によって中国やフィリピンなどアジアを中心とした国々出身の渡日外国人が近年急速な勢いで増加しており、それらの国と日本に2つのルーツのある子どもたちの数も増加しています。今後も外国人労働力の積極的な受け入れ等によって、日本で生活する外国人がさらに増加することが予測されますが、これらの人たちにとっては、言葉や文化・習慣など日本の生活に適応することが重要な課題となっています。

外国にルーツのある子どもたちの中には、在日コリアン、渡日外国人を問わず、母国やルーツにあたる国の言葉や文化を十分には理解していないために、アイデンティティ^{*1}の確立が不十分な面も見られます。このような子どもたちにとっては、ルーツとなる言葉や文化を学べる場が必要です。そして、自分自身を多文化共生^{*2}の社会を切りひらく存在として肯定的にとらえ、自らの進路を切りひらき自己実現をめざす力を身につけていくことが重要です。

学校教育や社会教育においては国際理解の取り組みが行われていますが、市民の意識の中には外国人に対する偏見が未だに存在し、中でも韓国・朝鮮やフィリピンなど、アジアの国々に対する偏見には根強いものがあるといえます。また、言葉が通じないことや、文化や習慣などの違いも、外国人にとって安心して快適に暮らせる社会の妨げになっています。

このような現状を考えると、日本以外の諸外国に目を向けた国際交流とともに、市内で暮らす外国人との共生をめざす「内なる国際化」に向けて多文化共生の取り組みを進

め、外国人が豊かに生活できるまちづくりを進めていく必要があります。

2. 具体的な取り組み

(1) 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

① 保育所、幼稚園における国際理解の推進

ア. 読み聞かせや遊び等を通して、異文化理解につながる取り組みを推進します。

〈こども未来課・学校教育課〉

② 学校における国際理解教育の推進

ア. 在日コリアンへの偏見や差別意識を解消するために、在日コリアンに関する歴史的・社会的経緯を理解する学習を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 外国人児童生徒等*₃ およびその保護者や家族のもつ文化や体験を生かした教育活動を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 異文化理解を進めるために、ALT（英語指導助手）やCIR（国際交流員）、外国出身ボランティアの活用を図ります。

〈学校教育課・人権政策課・市民自治推進課・生涯学習課〉

③ 社会教育および啓発の推進

ア. 保育所、幼稚園、学校における保護者研修や広報活動を通して、外国人に係る問題を正しく理解するための保護者啓発を推進します。

〈人権政策課・学校教育課〉

イ. PTA研修講座、公民館講座や、直接外国人と外国の文化に触れる体験事業等を通して、さまざまな国や民族の文化を知るための機会の充実を図ります。

〈人権政策課・生涯学習課〉

ウ. 在日コリアンへの偏見や差別意識を解消するために、在日コリアンに関する歴史的・社会的経緯を理解する市民啓発を推進します。

〈人権政策課・生涯学習課〉

エ. 外国人への就職差別の解消や雇用促進をするための企業啓発等を推進します。

〈人権政策課〉

(2) 外国人児童生徒等およびその保護者への支援

① 学力・進路保障

- ア. 外国人児童生徒等への適切な対応を図るために、学校における状況や保育所、幼稚園の状況の把握に努めます。
〈学校教育課・人権政策課・こども未来課〉
- イ. 外国人児童生徒等の就学や学習指導等に関して、適切な手立てを講じるために指導の手引きの活用を図ります。
〈学校教育課・人権政策課〉
- ウ. 日本語の習得が十分でない児童生徒への就学支援としての通訳派遣について、そのあり方を検討します。
〈学校教育課・人権政策課・市民自治推進課〉
- エ. 進路に関する保護者向けの多言語サービスを行います。
〈学校教育課・人権政策課〉
- オ. 日本語の習得が十分でない生徒の高校入試に関して、適切な配慮を鳥取県教育委員会に要請します。
〈学校教育課・人権政策課〉

②アイデンティティの確立

- ア. 外国人児童生徒等が、自らのルーツとなる国の歴史・文化・言語等を学習する活動のあり方を検討します。
〈学校教育課・人権政策課〉

③保護者への日本語指導

- ア. 外国出身保護者の日本語指導を進めるために、識字日本語教室*4の充実を図るとともに、関係機関との連携を図ります。
〈人権政策課〉

④教育・児童福祉に関する多言語サービス

- ア. 子育てや教育・児童福祉に関するさまざまな情報についての多言語サービスを実施するなど、日本語の習得が十分でない保護者に対する教育相談体制の充実を図るとともに、保育制度や教育制度を理解するための、多言語による手引きの活用を図ります。
〈こども未来課・学校教育課・人権政策課・市民自治推進課〉
- イ. 入所や入学に際し、保護者と保育所、学校との意思疎通を図るための通訳派遣について、そのあり方を検討します。
〈学校教育課・人権政策課・こども未来課・市民自治推進課〉

ウ. 外国人市民が活用できるよう、市立図書館や人権情報センター等における外国語図書の実を充実を図ります。

〈生涯学習課・人権政策課〉

(3) 推進者の育成

①教職員研修の実

ア. 在日コリアン問題に関する理解を深めるとともに、その実態に応じた研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 外国人児童生徒等の教育的課題について理解を深めるための研修を実施するとともに、各校における課題の把握に努めます。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

ア. 地域における啓発推進者の育成を図るため、地区人権教育推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

③ボランティアの育成

ア. 関係機関と連携を図りながら、通訳ボランティアや日本語指導ボランティアの育成と活用に努めます。

〈市民自治推進課・人権政策課〉

イ. 国際理解の取り組みを推進するための人材バンクを整備し、学校教育や社会教育における活用に努めます。

〈学校教育課・人権政策課・生涯学習課・市民自治推進課〉

*1 アイデンティティ

自分は何者であり、何をなすべきか、という個人の中の感覚や意識。

*2 多文化共生

国籍や民族などが異なる人々が、言葉や文化、価値観などの違いを互いに理解し合い、共に支え合って生きていくこと。

* 3 外国人児童生徒等

「等」は、保護者が外国人であるなど複数のルーツ（文化）を併せもつ児童生徒をさす。

* 4 識字日本語教室

米子市内及びその周辺で生活する外国人を対象とした日本語教室。米子市内の隣保館で開催している。

◆外国人

広く課題に対応するために、ここでは外国籍者だけでなく、のちに日本国籍を取得した人等も含める。

また、外国人の中には、特別永住者、ニューカマー等、歴史的背景が異なる人たちを総称している。

障がい者に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

国連は、昭和56（1981）年を障がい者の「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」と定め、これに続く10年間を「国連障害者の10年」（1983～1992）としました。このことを契機に、ノーマライゼーションの考え方や障がい者の人権を保障することの必要性が広く認識されるようになっていますが、その完全参加と平等を実現するためには、さまざまなバリア（障壁）を取り除いていく必要があります。

本市では、「米子市障害者計画」を策定し、障がい者の自立と社会参加に向けての取り組みを進めてきました。その中で、物理的バリアと文化・情報面のバリアについては、バリアフリー化への取り組みやユニバーサルデザイン*1に対する理解などを通して徐々に解消されてきましたが、意識上のバリアは依然として厳しく、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい*2に対する偏見は根強いものがあります。また、学校では子どもたちのかかえている不満やストレスが、より弱い立場にある障がい児に向けられたり、障がいを表す言葉で相手を攻撃したりするような事例も報告されています。平成24（2012）年10月には、障害者虐待防止法が施行され、虐待の予防や早期発見等、社会において障がい者虐待を防ぐ取り組みが始められました。

市内の多くの学校では、特別支援学校との交流や、学校内での特別支援学級と通常学級との交流がさかんに行われています。また、中学校の職場体験活動でも、障がい者福祉施設での体験を通して障がい者理解を図ろうとする取り組みが行われています。交流活動にあたっては、障がいのある人とない人が交流する意味を理解し、双方にとって有意義なものとなるような活動にしなければなりません。

また、障がい者への偏見を解消するためには、障がいに対する正しい理解や認識を深める教育や啓発が必要です。保育所、幼稚園、学校においては、障がい児理解の指導も含めて、障がいの発生原因や状態など障がいそのものについての認識を育てるための保育士・教職員研修の充実が図られなければなりません。

障がい者が地域社会で生きていくためにはさまざまな支援が必要ですが、そのためには教育、福祉、医療、労働の連携が不可欠です。また、地域の中で障がい者を理解し、関わっていく人材を育てていくことも大切なことです。

障がい児の保護者を支援するシステムも整備しなければなりません。保護者同士の情報交換の場の設定や、地域の学童保育における障がい児の受け入れなどのシステムを確立し、そのような支援サービスを容易に利用できる状況をつくっていく必要があります。また、障がいに早く気づき、早期から適切な療育が行われるよう、乳幼児健診の充実や受診の徹底、総合的な療育体制の確立が必要です。

特別支援教育の意義を幅広く周知していくとともに、その推進を図るためのさまざまな条件整備に努めていく必要があります。

2. 具体的な取り組み

(1) 障がい者の理解と共生に関する教育の推進

①学校における障がい者理解の取り組みの推進

ア. 障がいの種類や程度によるバリア（障壁）の違いを理解し、障がいに対する偏見を解消し、人権を尊重するための教育を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 小・中学校において特別支援学級への理解を深めるため、特別支援学級児童生徒と通常学級児童生徒との交流学习を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 地域での障がい者との共生をめざし、特別支援学校（盲学校、聾学校、肢体不自由・病弱虚弱・知的養護学校）幼児および児童生徒と、保育所、幼稚園、小学校、中学校の幼児および児童生徒との交流や、障がい者福祉施設と幼児および児童生徒との交流を推進します。

〈学校教育課・こども未来課・人権政策課〉

エ. 交流教育の充実を図るために、「交流教育の手引き」を作成し、活用を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育および啓発の推進

ア. 保育所、幼稚園、学校における保護者研修や広報活動を通して、特別支援学級の活動や発達障がいを含めた障がいを理解するための保護者啓発を推進します。

〈こども未来課・人権政策課・学校教育課〉

イ. P T A研修講座、公民館講座等を通して、障がい者に対する理解を深める啓発の充実を図ります。

〈生涯学習課・人権政策課〉

ウ. 地域における障がい者への理解を深めるため、住民と当事者を含めた福祉関係者との交流を推進します。

〈障がい者支援課・人権政策課〉

エ. 障がい者の雇用を促進するための企業啓発等を推進します。

〈人権政策課・商工課・障がい者支援課〉

(2) 療育の充実および特別支援教育の推進

①乳幼児健診と早期療育の充実

ア. 障がいを早期に発見し適切な療育を進めるために、乳幼児健診及び相談事業の充実を図ります。

〈健康対策課〉

イ. 保育所における障がい児の受け入れを促進するとともに、各所における障がい児保育の充実を図ります。

〈こども未来課〉

ウ. 医療、福祉、労働、教育の連携を図り、障がい児の個別の教育支援計画を作成し、生涯にわたる教育支援に努めます。

〈こども未来課・学校教育課・障がい者支援課・健康対策課〉

エ. 児童発達支援センター「あかしや」における施設機能を活用した療育支援の充実を図るとともに、総合療育センター等関係機関との連携を強化します。

〈こども未来課〉

②特別支援教育の推進

ア. 特別支援学級児童生徒だけでなく、通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒に対して個別の指導計画を作成し、適切な支援を行います。

〈学校教育課〉

イ. 支援が必要な児童生徒に対して、まなびの教室やことばの教室などの通級指導教室を活用した支援の充実を図ります。

〈学校教育課〉

ウ. 障がいのある児童生徒が豊かな学校生活を送るために、教育諸条件の整備を図ります。

〈学校教育課・教育総務課〉

エ. 障がいのある児童生徒の進路保障に努めるとともに、障がいのある生徒の高校入試に関して、適切な配慮を鳥取県教育委員会に要請します。

〈学校教育課〉

③相談体制の充実

ア. 「あかしや」における療育相談の充実を図るとともに、保育所、学校、教育委員会における相談機能の充実を図ります。

〈こども未来課・学校教育課〉

イ. 通級指導の充実およびLD等専門員による巡回教育相談の充実を図ります。

〈学校教育課〉

ウ. 多様な相談に対応するために、特別支援学校の地域支援機能との連携を強化します。

〈学校教育課・こども未来課〉

エ. 障がいのある幼児および児童生徒やその保護者、教職員を支援するため、大学病院や総合療育センター、盲・聾・特別支援学校等地域の関係機関と連携して、就学相談や教育相談等に関する情報を収集・提供するネットワークづくりを推進します。

〈学校教育課・こども未来課・障がい者支援課〉

(3) 推進者の育成

①保育士研修の充実

ア. 障がいに関する専門的な知識や指導技術の向上を図るための研修機会の充実を図ります。

〈こども未来課・人権政策課〉

②教職員研修の充実

ア. 発達障がいを含め、障がいに関する専門的な知識や指導技術の向上を図るための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 特別支援学級担任、特別支援教育主任に対する研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 教職員と障がい者福祉施設関係者との交流を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

③社会教育における推進者の育成

ア. 障がいのある児童に対して適切な学童保育を行うために、なかよし学級指導者に対する研修を実施します。

〈こども未来課・学校教育課・人権政策課〉

イ. 地域における障がい児の活動を保障するため、社会教育関係団体の指導者等に対する研修を支援します。

〈人権政策課・体育課・生涯学習課〉

④ボランティア活動の振興

ア. ボランティア団体等の活動に対する支援を図ります。

〈障がい者支援課〉

イ. 手話通訳者、要約筆記者、点字翻訳者等の活動に対する支援を図るとともに、その活用を推進します。

〈障がい者支援課〉

ウ. 障がい者理解を深める学習を進めるための人材や施設等の状況を把握し、積極的な情報提供に努めます。

〈学校教育課・人権政策課・こども未来課・障がい者支援課〉

*1 ユニバーサルデザイン

年齢・性別・身体・国籍など、人々が持つさまざまな特性や違いを認め合い、すべての人が利用しやすいように環境・建物・製品等をデザインすること。近年では、建物や製品のデザインのみにとどまることなく、社会のしくみや制度づくりも含めて、地域社会全体まで発展させていこうとする動きもある。

*2 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。（発達障害者支援法参照）

男女共生に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

国連は、昭和50（1975）年を国際婦人年と定め、これに続く10年間を「国連婦人の10年」（1976～1985）としました。昭和54（1979）年には女子差別撤廃条約が採択され、平成12（2000）年には国連特別総会「女性2000年会議」が開かれるなど、世界的に女性の人権の保障や地位の向上、社会参加への取り組みが進められてきました。

日本では、昭和60（1985）年に女子差別撤廃条約を批准し、それに伴って、国籍法の改正や育児休業法の制定、男女雇用機会均等法の改正などを行ってきました。そして、平成11（1999）年には男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する重要な課題と位置づけた男女共同参画社会基本法が制定されました。この法律は、①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策などの立案および決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調 の5つを基本理念としており、社会的、慣用的に作られてきた男女意識にとらわれることなく、男女それぞれの人権が尊重され、あらゆる分野に共に参画できる社会づくりが求められています。

本市では平成17（2005）年に男女共同参画推進室を新設（その後、平成19（2007）年には男女共同参画推進課）し、平成15（2003）年に策定した米子市男女共同参画推進計画（平成20（2008）年に一部改訂）をもとに取り組みを進めてきました。また、平成22（2010）年には、男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいます。米子市人権・同和問題意識調査（2012年）では、男女の違いで就職や採用、昇給や昇任に格差があることやセクシャルハラスメントがあることはおかしいと感じている市民が多くいることが明らかになっており、意識の高まりが感じられます。

学校教育では、男女混合名簿がすべての学校で使用されるようになったことをはじめ、男女平等の視点に立って、教育課程、学校運営、行事の企画運営の見直しや点検が行われています。また、米子市教育委員会や鳥取県教育委員会の資料を活用し、男女共生教育が推進されています。

家庭や職場においても、男女共同参画が日常生活の中で意識されるようになってきましたが、社会全体を通してはまだまだ男女の平等について無関心であったり否定的であったりするような傾向があります。男女共同参画社会の実現をめざすには、学校教育とともに、家庭教育や社会教育の中で意識改革が図られる必要があります。

男女共同参画社会の実現には、政策決定をはじめさまざまな面での男女の平等が図られなければなりません。しかし、育児や介護等における役割分担に男女間の不平等があり、女性の社会進出を阻害しています。女性の社会進出のためには、男性の家事・育児・介護への積極的な関わりが必要であり、そのためにはワーク・ライフ・バランス*1の推進や労働条件の整備が不可欠です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）*2、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラス

メント*3、ストーカー行為*4等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となっています。DV防止法*5の施行や、セクハラ防止対策が実施される中で、人々の問題意識はそれを許さない方向に変わりつつありますが、女性に対する暴力をなくしていくためには、学校教育だけでなく、社会全体で意識改革をしていかなければ効果は期待できません。テレビや雑誌等から誤ったメッセージを受け取ることや、家族内で暴力を容認するような関係があることについて、家庭教育や社会教育の中で考えていく必要があります。

また、児童生徒の性に関する意識の変化や行動の多様化が進んでいる現在、生命尊重の視点に立った性教育の推進を図るとともに、妊娠・出産及び性に関する女性の健康支援・権利尊重に関する教育・啓発を推進していく必要があります。

2. 具体的な取り組み

(1) 男女共生教育の推進

①保育所、幼稚園における男女共生の取り組みの推進

ア. 幼児期から男女平等意識を育てるための保育や教育を推進します。

〈こども未来課・学校教育課・人権政策課〉

イ. 保育所、幼稚園におけるさまざまな活動を、男女平等の視点から見直します。

〈こども未来課・学校教育課・人権政策課〉

②学校における男女共生教育の推進

ア. 男女平等意識を育て男女共同参画社会の実現に向けての実践力をつけるための教育を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 学校におけるさまざまな活動を、男女平等の視点から見直します。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. さまざまなメディアから得る情報の中から、社会的に作られた男らしさ、女らしさを助長するような情報を見抜くことのできる力の育成を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

③社会教育および啓発の推進

ア. 保育所、幼稚園、学校における保護者研修や広報活動を通して、社会的に作られてきた男女差についての理解を深めるための保護者啓発を推進します。

〈人権政策課・学校教育課〉

イ. さまざまな機会を通して、父親の育児参加に関する意識啓発を推進します。

〈男女共同参画推進課・人権政策課・生涯学習課〉

ウ. 保育活動および教育活動に保護者が積極的に参加できるような社会的条件整備に向けて企業啓発等を推進します。

〈男女共同参画推進課・こども未来課・学校教育課・人権政策課・商工課〉

エ. P T A研修や公民館講座等を通して、社会的に作られてきた男女差や妊娠・出産及び性に関する女性の健康支援・権利尊重についての理解を深めるための市民啓発を推進します。

〈人権政策課・生涯学習課・男女共同参画推進課〉

(2) 女性に対する暴力の防止

①セクシュアル・ハラスメント防止に向けての取り組みの推進

ア. 加害者や被害者にならないよう、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発や相談窓口の情報提供に努めます。

〈男女共同参画推進課・人権政策課〉

②DV防止に向けての取り組みの推進

ア. 啓発冊子の活用や研修講座の開催等によって、女性への暴力防止に関する啓発を推進します。

〈男女共同参画推進課・こども未来課〉

イ. DV被害者の救済に関してシェルター*6等関係機関との連携を図るとともに、保育所、学校への入所や入学については特別の配慮を講じます。

〈こども未来課・学校教育課・男女共同参画推進課〉

ウ. DV被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

〈こども未来課〉

(3) 推進者の育成

①保育士研修の充実

ア. 男女共同参画に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈こども未来課・人権政策課〉

②教職員研修の充実

ア. 男女共同参画に関する認識を深め、男女共生教育の推進を図るための研修機会

の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

③社会教育における推進者の育成

ア. 米子市男女共同参画センター活動コーディネーターの育成を支援します。

〈男女共同参画推進課〉

イ. 地域における啓発推進者の育成を図るため、地区人権教育推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

*1 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」という意味。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

*2 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等、親密な関係にある（またはあった）パートナーから受ける身体的・精神的・経済的・性的な暴力。

*3 セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動を行い、仕事などを遂行する上で一定の不利益を与え、それを繰り返すことで就業環境などを著しく悪化させること。また、雇用の場だけでなく、学校におけるセクシュアル・ハラスメントも問題になっている。

*4 ストーカー行為

一方的に相手に恋愛感情や好意を抱き、執ように相手につきまとい、相手やその関係者に迷惑や攻撃、被害を与えるような行為。

*5 DV 防止法

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。

*6 シェルター

DV 被害者が、DV または加害者から避難するための居住スペース。NPO が運営しているものが主流である。

子どもに関する人権教育の推進

1. 現状と課題

子どもの人権の尊重とその福祉の保障に関しては、これまで日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理や理念が示されてきました。平成元（1989）年には子どもの権利条約*1が国連総会で採択され、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存、発達への権利」「子どもの意見の尊重」の4点を一般原則とした上で具体的に子どもの権利について規定し、子どもを権利行使の主体として位置づけました。

子どもの権利条約は、日本でも平成6（1994）年に批准されました。さらに、平成11（1999）年には児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、平成12（2000）年には児童虐待の防止等に関する法律、平成16（2004）年には児童虐待の防止をより強化するための改正児童虐待防止法が制定され、子どもの人権に関する法整備が進められてきました。

一方、子どもたちの生活を振り返ると、ゆとりのない生活時間、自然や遊び場の減少など、子どもたちがさまざまな体験を通して豊かな人間関係をつくり、社会性を身につける場や機会が少なくなっている現状があります。また、あふれる物質や情報は、子どもの主体的な選択力や判断力の形成に困難な状況をもたらしています。さらに、核家族化や少子化の進行による保護者の子育て観の変化も、子どもの人間形成に影響を及ぼしています。

このような状況の中で、子どもの人権に関わるさまざまな問題が起こっています。いじめや不登校は、依然として学校教育の大きな課題です。子どもの権利条約の趣旨の徹底を図り、子どもたち同士、あるいは子どもたちと教職員の間には豊かな人間関係を築いて、人権が守られる教育環境を作り上げていかなければなりません。

また、家庭における児童虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト）の問題も深刻化しています。本市においては、平成14（2002）年に「児童虐待防止ネットワークよなご」を結成し、その後平成18（2006）年には「米子市要保護児童対策地域協議会」へと組織を拡大し、児童虐待の防止に努めていますが、地域社会での人間関係の希薄化や家族形態の変化などから、家庭や地域での子育ての孤立化が進み、保護者の育児不安が児童虐待につながることも多く、通告数も年々増加しています。

子育てへの支援については、少子化の急速な進行や、家族形態の変化に対応するため、子育てへの社会的条件整備を目的とした次世代育成支援対策推進法が平成15（2003）年に制定され、社会全体で子どもの育ちに関わっていこうとする考えが浸透しつつあります。本市においては、平成17（2005）年に「よなごっこ未来応援プラン（米子市次世代育成支援行動計画）」を策定し、平成22（2010）年には、後期計画を策定し子どもの人権の尊重や福祉の保障等についての具体的な取り組みを明らかにしたところです。

現在、子どもの生活全体が、大人の都合によって変えられてきています。食事、睡眠

等の基本的な生活習慣が親の生活習慣に沿う形で崩れつつあり、改善するためには学校と家庭が連携を図るとともに、地域社会全体で課題のある家庭と関係を築いていくような取り組みが必要です。子育てに関する学習機会や相談体制の充実を図るとともに、深刻な状況にある子どもや家庭に対して、組織的に対応できるような支援体制を地域の中に確立する必要があります。

2. 具体的な取り組み

(1) 子どもの人権を大切にする教育の推進

①子どもにとって楽しい学校づくり

ア. 児童生徒一人一人が、学ぶ楽しさとわかる喜びを実感できる授業づくりに向けて、指導方法の工夫改善を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 児童生徒一人一人が互いに支え合い、認め合う学級づくりに向けて、指導方法の工夫改善を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②子どもの権利条約に関する活動の推進

ア. 学校において子どもの権利条約に関する学習を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 児童会や生徒会活動等の自主活動をはじめ、学校におけるあらゆる活動を通して、児童生徒が意見を表明する力や活動を運営する力を培う場や機会を設定するなど、子どもの権利条約の趣旨を生かす主体的な活動を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

(2) 子どもの人権を守る取り組みの推進

①児童虐待の防止

ア. 児童虐待の通告・受付体制の充実を図るとともに、家庭児童相談室や子育て支援センター等における相談体制の充実と相談事業の周知を図ります。

〈こども未来課・学校教育課・健康対策課・福祉課〉

イ. 児童虐待に関する情報を関係機関で共有し、適切に対処するために、要保護児童対策地域協議会の充実を図ります。

〈こども未来課・学校教育課・健康対策課・福祉課〉

ウ. 児童虐待防止に関する市民啓発を推進します。

〈こども未来課・人権政策課〉

②いじめ対策の推進

ア. いじめの未然防止に努め、いじめを許さない仲間づくりやいじめに関するガイドブックを活用した取り組みを推進します。

〈学校教育課〉

イ. いじめの早期発見、早期解消のための体制作りを行うとともに、いじめに対して迅速な対応を行います。

〈学校教育課〉

ウ. いじめに関する相談機関の周知をはかり、学校と関係機関との連携を図ります。

〈こども未来課・学校教育課・人権政策課〉

③不登校対策の推進

ア. 不登校児童生徒に関する情報を把握し、指導に生かすとともに、不登校児童生徒に対する学力・進路保障を図ります。

〈学校教育課〉

イ. フレンドリー・ルームにおける指導の充実を図るとともに、小・中学校とフレンドリー・ルームとの連携を図ります。

〈学校教育課〉

ウ. 総合療育センター、児童相談所等の関係機関との連携を図ります。

〈学校教育課〉

④相談体制の充実

ア. 児童生徒および保護者、教職員のさまざまな教育相談に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員、心の教室相談員を活用します。

〈学校教育課〉

イ. 体罰やスクール・セクハラ*2、少年非行等に関する児童生徒および保護者の相談に対応できるよう、相談機能の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

⑤安全対策の確立および被害に遭った児童生徒への支援

ア. 児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないように、学校安全管理マニュアルを整備し、不審者対策を推進します。

〈学校教育課・生涯学習課・市民自治推進課〉

イ. 学校・地域社会における事故防止と安全対策に努めます。

〈学校教育課・市民自治推進課〉

- ウ. 犯罪、いじめ、児童虐待等により傷ついた子どもに対して、児童相談所等との連携によるカウンセリング等の実施によって、精神的な立ち直りを支援します。

〈学校教育課・人権政策課・こども未来課〉

(3) 家庭や地域社会における教育・子育て機能の充実

①家庭教育・子育てに関する教育および啓発の推進

- ア. 保育所・幼稚園・学校における保護者研修、PTA研修講座、公民館講座等を通して、現在の子どもの実態を踏まえた子育てのあり方や、子どもの権利条約についての啓発を推進します。

〈人権政策課・学校教育課・生涯学習課〉

②家庭教育・子育てに関する相談支援体制の整備・充実

- ア. 家庭児童相談室を窓口に、子育てについての相談支援体制の充実を図ります。

〈こども未来課・健康対策課〉

- イ. 子育てサークルの育成と支援を図るとともに、そのネットワークづくりを推進します。

〈こども未来課〉

- ウ. 地域の中で安心して子育てができるように、子育て支援センターや子育てひろばの充実を図ります。

〈こども未来課〉

- エ. 保育所における地域の子育て支援センター的機能の充実を図ります。

〈こども未来課〉

- オ. 地域における保育の場や人材等の状況を把握し、積極的な情報提供に努めます。

〈こども未来課〉

③企業等における子育て支援意識の啓発

- ア. 子育て支援に関する企業啓発等を積極的に支援します。

〈商工課・男女共同参画推進課〉

- イ. ファミリーサポートセンター*3の充実を図るとともに、会員への講習会を実施します。

〈こども未来課〉

(4) 推進者の育成

①教職員研修の充実

- ア. 子どもの権利条約等、子どもの人権保障の観点に立った研修機会の充実を図り

ます。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 体罰やスクール・セクハラを防止するための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

ア. 民生児童委員や社会教育関係団体の指導者等、地域で子どもに関わる人材に対する研修の機会を提供するとともに、関係者・関係団体を結ぶネットワークづくりを推進します。

〈こども未来課・体育課・生涯学習課・学校教育課・人権政策課〉

* 1 子どもの権利条約

ここでいう子ども（児童）とは、18歳未満の者をさす。

* 2 スクール・セクハラ

学校におけるセクシュアル・ハラスメント（P27参照）。

* 3 ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい人、受けたい人を会員とし、会員相互で育児の援助活動を行う組織。米子市内居住者及び市内で勤務している人が対象。

高齢者に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

日本では、世界に類を見ないほど高齢化が急速に進んでいますが、経済構造や国民の意識はこれに追いついていないという実態があります。高齢者も含め、あらゆる人たちが地域の中で共同して暮らしていかなければならず、ノーマライゼーションを実践できる地域社会をつくりあげていくことが、高齢者にとっては必要なことです。また、働く場の確保や生きがい対策など高齢者の社会参画を促進していくことも大切です。

家庭や地域社会の連携が希薄になっている現在、高齢者と子どもたちの交流は重要な意味を持っています。高齢者にとっては地域社会への貢献という生きがいを持つことができ、子どもたちにとっては地域の文化に目覚め、地域の人々と豊かな関係を築こうとする意欲が持てる場となります。このような効果が期待できるよう、交流のあり方や高齢者理解の学習のあり方を見直す必要があります。

米子市人権問題市民意識調査（2012年）によると、高齢者の人権について、家庭内での虐待や高齢者の意見や行動を尊重しないということは問題であると考えている人が半数に及んでいます。高齢者自身の権利や、高齢者の人権を守るための手立てについて学ぶための学習機会を充実させていかなければなりません。また、介護を必要とする高齢者の人権を考える場合、介護にあたる人への支援や家族の人権を守るという側面も考えていく必要があります。介護サービスを受けることについて世間体を気にしたり、負担が家族の中の女性に集中したりするような傾向があり、家族の中で精神的・肉体的・経済的負担を抱え込んでしまい、そのことが虐待につながることもあります。介護に関する負担が集中しないように意識改革を図るとともに、このような負担を、社会の中で分散させていくようなシステムづくりが急がれます。

高齢者への虐待は、暴力、身体拘束、介護放棄などの身体的・精神的な虐待のほかに、年金の搾取、年金の使用制限など財産権の侵害があります。このようなことについては、行政が民生児童委員、警察、NPOなどと連携して対処していくことも求められています。さらに、高齢者の大きな問題に認知症の問題があり、認知症理解に対する取り組みや認知症サポーターを養成することが重要となっています。また、「寝たきり」等についての正しい理解を図るための教育や啓発を行い、高齢者の人権が保障される社会づくりを進めていくことが今後ますます大切になっています。

2. 具体的な取り組み

(1) 高齢者の理解に関する教育の推進

①学校における高齢者理解の取り組みの推進

ア. 教育活動に協力できる高齢者の積極的な活用を図ります。

〈学校教育課・長寿社会課・人権政策課〉

イ. 高齢者が積極的に参画できる社会づくりについての学習や、認知症など高齢者を取り巻く人権問題についての理解を深める学習を推進します。

〈学校教育課・長寿社会課・人権政策課〉

ウ. 小・中学校と高齢者福祉施設との、児童生徒および教職員の交流を推進します。

〈学校教育課・長寿社会課・人権政策課〉

エ. 高校生を対象とした認知症についての学習を推進します。

〈長寿社会課〉

②社会教育および啓発の推進

ア. P T A研修講座や公民館講座等を通して、高齢者の積極的な社会参画を進める意識を高めるとともに、虐待や認知症などの高齢者を取り巻く人権問題について理解を深める啓発を推進します。

〈生涯学習課・人権政策課〉

イ. 介護に対する家族の負担を軽くするため、介護保険制度をはじめとするさまざまな制度やサービスについて理解を深める啓発を推進します。

〈長寿社会課・人権政策課〉

(2) 推進者の育成

①教職員研修の充実

ア. 高齢者問題に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

ア. 地域における啓発推進者の育成を図るため、民生委員、地区人権教育推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈長寿社会課・人権政策課・こども未来課〉

イ. 地域におけるボランティアの育成を図り、高齢者支援の充実を推進します。

〈長寿社会課〉

健康や性に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進む中で、多くの病気が克服されてきました。しかし、一方ではHIV感染症*1やハンセン病等のように、疾病に対する理解と認識が十分でないものについては、患者や感染者および家族に対してまで、偏見や差別及び排除など人権侵害に関する問題が発生しています。平成14（2002）年に策定された国の人権教育・啓発に関する基本計画においては、HIV感染者やハンセン病患者等の人権課題に対する取り組みを推進することとしています。病気にかかわる人に対する偏見のない社会の実現を図るには、正しい知識の普及が必要であり、そのための教育や啓発を進める必要があります。

また、人のいのちが軽んじられるような出来事が相次いで起こっている現在の状況においては、病気に対する偏見についてばかりでなく、いのちや健康を大事にする教育も、人権教育ととらえて推進していく必要があります。児童生徒の性に関する意識の変化や行動の多様化が、性被害を含めた性に関する問題行動を生んでいる現状なども踏まえると、男女がお互いの心を解き、からだをいたわりながら共に尊重し合い、コミュニケーションを図っていくという人間関係づくりを中心課題に据えて、性教育を推進していくことが重要です。

健康教育については、単に病気に関する知識理解を深めるだけでなく、自分の健康を守るための実践的な力をつけていく必要があります。そのためには「食」の課題も含め、基本的な生活習慣の確立も人権教育の課題としてとらえ、子どもたちの育ちを保障していく取り組みを進めなければなりません。また、体の健康だけでなく、心の健康についてもその保持増進を図るために、さまざまな機関における相談体制の充実を図っていく必要があります。

また、性同一性障がい者や先天的に身体上の性別が不明瞭である人、性的指向に関して少数である人等、性的マイノリティの人々に対し、社会的に異質なものとして、誤解や偏見、差別意識が払拭されておらず、嫌がらせや侮辱的な言動を受けたり、雇用面において制限や差別を受けたりするなどさまざまな課題が生じています。また、自分の身体の性への強い嫌悪感に苦しむ等の問題もあります。

国内においては、性同一性障がいのある人は、平成9（1997）年に策定した「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」において、医療の対象とされ、性別適合手術等の治療が行われています。また、平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がい者が一定の要件のもと戸籍上の性別変更が可能となりました。その後、平成20（2008）年には、「現に未成年の子がいないこと」と緩和されました。

今後は、性的マイノリティの人々への配慮や、性的マイノリティについての正しい理解と認識が得られるよう取り組んでいく必要があります。

健康や病気について考える上では、「患者の権利」という視点も欠かせません。昭和56（1981）年の世界医師会総会で「患者の権利に関するリスボン宣言」が採択されたのを契機に、「患者が主体的に決定する権利」という考え方をもとにして、医療者と患者の関係が見直されています。患者の権利として、インフォームド・コンセント*₂やセカンド・オピニオン*₃などの考え方が確立されつつありますが、行政と医療機関とが十分に連携を図った上で、患者の権利に関しての理解を深める市民啓発を推進していく必要があります。

2. 具体的な取り組み

（1）健康や性に関する教育の推進

①性教育の推進

ア. いのちと体を大切にすることを重要な視点として位置づけた性教育の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 医師、看護師、助産師、保健師など、専門的知識をもった関係者との連携を図り、効果的な学習を推進します。

〈学校教育課・人権政策課・健康対策課〉

ウ. 思春期保健として、高校生を対象とした生命の大切さと性についての学習を推進します。

〈健康対策課〉

②健康の保持増進に関する教育の推進

ア. 養護教諭を中心に校内体制を整備するとともに、病院、保健所、福祉施設等の関係機関との保健・医療・福祉に関するネットワークづくりを推進します。

〈学校教育課・健康対策課・福祉課〉

イ. 学校栄養職員等を活用し、食に関する教育の充実を図ります。

〈学校教育課・学校給食課〉

ウ. 警察や医療関係機関との連携を図りながら、児童生徒による薬物乱用を防止するための教育を推進します。

〈学校教育課〉

③心の健康に関する相談体制の充実

ア. スクールカウンセラーや心の教室相談員を活用するとともに、校内相談体制の充実と周知を図ります。

〈学校教育課〉

(2) 病気にかかっている人の人権に関する取り組みの推進

①H I V感染症やハンセン病等に関する教育・啓発の推進

ア. 学校教育において、H I V感染症やハンセン病等について正しく理解し、偏見や差別意識を解消するための教育の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課・健康対策課〉

イ. ハンセン病の実態を正しく理解し、ハンセン病に対する偏見を解消するため、ハンセン病患者およびハンセン病経験者*4との交流を推進します。

〈学校教育課・人権政策課・健康対策課〉

ウ. P T A研修講座や公民館講座等を通して、H I V感染症やハンセン病等についての理解を深める啓発を推進します。

〈健康対策課・人権政策課・生涯学習課〉

②病気にかかっている児童生徒の教育保障

ア. 長期入院治療が必要な児童生徒の教育を保障するために、院内学級*5および市立米子養護学校*6の教育の充実を図ります。

〈学校教育課〉

③患者の権利に関する啓発の推進

ア. P T A研修講座や公民館講座等を通して、インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオン等、患者の権利について理解を深めるための啓発を推進します。

〈健康対策課・人権政策課・生涯学習課〉

(3) 性的マイノリティの人の人権に関する取り組みの推進

ア. 養護教諭やスクールカウンセラー、心の教室相談員を活用し、校内相談体制の充実と周知を図ります。

〈学校教育課〉

イ. P T A研修講座や公民館講座等を通して、性同一性障害等性的マイノリティの人々についての理解を深める啓発を推進します。

〈生涯学習課・人権政策課〉

(4) 推進者の育成

①教職員研修の充実

ア. 養護教諭及び保健体育主事を健康や性に関する教育の学校における推進者と位置づけ、研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. HIV感染症やハンセン病等に関する認識を深め、偏見や差別意識を解消するための学習の推進に向けた研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 児童生徒の病気等について適切に対応するための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

ア. 地域における啓発推進者の育成を図るため、民生児童委員、食生活改善推進員、地区保健推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課・健康対策課・こども未来課〉

*1 HIV感染症

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染する病気。HIVに感染したヒトをHIV感染者と称し、発病した人をエイズ患者と称して区別する。

*2 インフォームド・コンセント

医療者と患者がお互いに納得して医療行為を行うこと。

*3 セカンド・オピニオン

患者が検査や治療を受けるに当たって、主治医以外の医師に求める意見。

*4 ハンセン病経験者

ハンセン病を患い、後に治癒した人をさす。

*5 院内学級

鳥取大学医学部付属病院内に、入院中の児童生徒のために設置された学級
就将小学校、湊山中学校に属する。

*6 市立米子養護学校

病弱虚弱児童生徒のために設置された学校。

情報に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

現代社会は、家庭に居ながらにして世界中の情報が収集できるほどの、高度な情報化社会になりました。これは、さまざまな通信機器の発達によるものですが、中でも20世紀終盤に出現したインターネットは、情報通信の世界を一変させました。簡易に利用できるソフトウェアの普及によって、誰もが手軽にインターネットに接続できるようになり、今日では従来からあるマスメディアをしのぐ量の情報がネット上を飛び交っています。

国も平成13（2001）年に政府IT戦略本部が「（平成17年度までの）5年間で日本を世界で有数の情報通信大国にする」という目標を立てて、「e-Japan 戦略」を実施しました。この中で、「学校のIT環境の整備」が取り上げられ、市内すべての小・中・特別支援学校でもインターネットの利用ができるようになるなど、教育の情報化も進んできました。また、爆発的な勢いで普及した携帯電話やスマートフォン、音楽機器、ゲーム機等の情報端末機器は、児童生徒の利用も増えています。

しかし、情報処理技術が発達し情報通信機器が普及するとともに、自己の意思とは関係なく個人の情報が収集・蓄積・利用され、個人のプライバシーが容易に侵害されるようになっていきます。さらに、インターネットの匿名性を悪用して他人の人権を侵害する内容を書き込んだり、ネットいじめ*1が増加したりしています。また、なりすましによる犯罪被害も起き、大きな社会問題となっています。インターネットでは、情報が瞬時に広範囲に広がるとともに回収が極めて困難であることから、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴があります。これらの問題は、被害に遭うだけでなく、誰もが加害者になりうる可能性もあり、情報の取り扱いに対する危機感を持つことが求められています。また、ネット依存症*2の問題も深刻な問題です。ソーシャルネットワーク*3やオンラインゲーム*4などの利用について、幼少期からしっかり学ばせることが求められています。

平成14（2002）年にいわゆるプロバイダ責任制限法*5が施行されましたが、悪質な書き込み自体を取り締まることはできず、効果的な対策がとれない状況にあります。また、ホームページの中には有害な情報を含んでいるものも多く、利用者が犯罪に巻き込まれたり、命を失ったりすることも少なくありません。そして、子どもたちがその被害者あるいは加害者となる事件も増加傾向にあります。

米子市教育委員会では、平成16（2004）年に「米子市の学校情報教育プラン」を策定し、学校教育の中で情報モラル*6とメディア・リテラシー*7の育成を図る必要性を明らかにしています。しかし、インターネットや携帯電話等が広く社会の中で利用されている状況を考えると、学校教育だけでなく、情報活用についての社会教育や啓発を進めていかなければなりません。平成17（2005）年に個人情報保護法が完全実施となり、情報保護の重要性や情報流出の危険性に対する認識が高まっている現在、情報における人権という課題に対して、迅速に対応していく必要があります。

2. 具体的な取り組み

(1) 人権に視点を置いた情報教育の推進

①学校におけるメディア・リテラシーの育成

ア. 情報に対する責任や情報の重要性についての理解を深めるため、プライバシーの保護や著作権に対する正しい認識等に関する情報モラルの育成に努めます。

〈学校教育課〉

イ. さまざまなメディアから得る情報について、有効に活用できる能力を育成するとともに、個人情報の流出をはじめとする情報活用の危険性についても正しく理解する学習を推進します。

〈学校教育課〉

ウ. さまざまなメディアから得る情報の中から人権侵害を助長するような有害情報を見抜き、主体的に選択できるような能力の育成に努めます。

〈学校教育課・人権政策課〉

エ. 情報端末機器の利用に関する自覚と責任を促し、マナー厳守の態度や情報モラルの育成に向けての学習を推進します。

〈学校教育課〉

②社会教育および啓発の推進

ア. 電子メディアの利用に関する児童生徒の実態を明らかにするとともに、家庭での活用における課題や危険性に関する保護者啓発を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. P T A研修講座や公民館講座等を通して、個人情報の保護や情報モラル等についての市民啓発を推進します。

〈人権政策課・生涯学習課〉

(2) 推進者の育成

①教職員研修の充実

ア. 米子市学校情報教育プランの趣旨の徹底を図るための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 児童生徒の個人情報の保護の適切な取り扱いに関する研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

ア. 地域における啓発推進者の育成を図るため、地区人権教育推進者等の研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

*1 ネットいじめ

インターネット上におけるいじめ。匿名性を利用し、不特定多数に広がりやすい。

*2 インターネット依存症

日常生活に干渉を及ぼす程度のインターネットへ過剰に依存した状態をさす。

*3 ソーシャルネットワーク

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

代表として日本では、mixi、GREE、mobage、Ameba 世界では Facebook、Myspace、Linkedin などがある。

*4 オンラインゲーム

コンピューターネットワークを利用したゲームの遊び方の一種、あるいはコンピューターゲームの形態。

*5 プロバイダ責任制限法

正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」。

*6 情報モラル

情報を扱う上で守るべきこと。プライバシーの保護、著作権の尊重、発信する情報の正確性や信頼性、情報の受け手を考慮した表現方法等をさす。

*7 メディア・リテラシー

コンピューターやテレビをはじめとする情報メディアを利用し、誤った情報や不十分な情報に振り回されることなく、多様な情報を主体的に選択し、内容を読み取り、活用する能力のこと。

その他の課題に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

これまで米子市では、人権問題の重点課題として、同和問題、外国人、障がい者、男女共生、子ども、高齢者、健康と性、情報の8分野について人権教育推進プランを策定し、課題解決に向けた教育を推進してきました。しかし、米子市人権施策基本方針、人権施策推進プランでは、近年特に認識されてきた、犯罪被害者等(犯罪被害者及びその家族や遺族)、性的マイノリティ、生活困難者、刑を終えて出所した人等(刑を終えて出所した人及び刑の途中で仮釈放になった人並びにそれらの家族)、インターネットにおける人権侵害といった課題を人権問題として新たに加えました。

こうした状況をふまえ、これらの人権課題解決のための教育を学校教育、社会教育の中で、必要に応じて推進していく必要があり、人権教育推進プランに犯罪被害者等、生活困難者、刑を終えて出所した人等の課題を新たに加えます。なお、性的マイノリティ、インターネットにおける人権侵害については、それぞれ従来あった、健康と性、情報の分野に取り入れて推進していくこととします。また、国が認定している北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)当局による拉致問題については、国家間交渉に係ることから、本基本方針、推進プランとは別に本市の重要課題として、引き続き啓発活動に取り組むこととします。

○犯罪被害者等に関する人権教育

犯罪被害者等に対する社会の理解は、これまで十分とはいえず、被害者やその関係者は犯罪による直接的な被害だけでなく、警察による捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担やマスメディアによる行き過ぎた報道によりプライバシーの権利の侵害や私生活への介入、身近な周囲の人々の噂や中傷など被害後に生じる二次的被害を受けることがあります。

そのため、犯罪被害者等の心情や実情等を理解し、人権に配慮するような教育が必要です。犯罪被害者等に関する学習では、個人情報等の取り扱いに十分配慮する必要があります。また、学習者の中に当事者や関係者がいる場合もあるため、学習の進め方にも配慮が必要です。

○生活困難者に関する人権教育

産業構造の変化や厳しい経済情勢により、非正規雇用の増加や離職を余儀なくされ、働いても低賃金のため最低限度の生活を営むための収入を得ることができないといった生活困難に直面する人が増えており、社会的な問題になっています。

このような生活困難者は、憲法が保障する人間らしい最低限度の生活を営む権利や勤労の権利が保障されているとはいえない状況にあります。そのため、人権尊重の観点から、このような人が生活に困窮されないよう雇用施策と福祉施策と一緒に機能し、生活保障や自立支援をすることが重要です。

学校教育や社会教育で生活困難者に関する学習をする場合は、個人情報等の取り扱いに十分配慮し、社会生活における労働の意義や役割を理解するとともに、雇用施策や福祉施策の在り方について考えることが大切です。また、学習者の中に生活困難当事者や関係者がいる場合もあるため、学習の進め方にも配慮が必要です。

○刑を終えて出所した人等に関する人権教育

刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識が存在し、社会の理解が十分ではなく本人の社会復帰を妨げたり、家族の生活にも悪影響がでたりすることがあります。

とりわけ、刑を終えて出所した人等については、以前から偏見や差別意識が根強く、本人に更生意欲があっても、就職や住居の確保などで差別的な扱いを受けることがあります。

そのため、こういった人等が社会復帰して円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲のほか、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

学校教育や社会教育では、個人情報等の取り扱いに十分配慮し、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司*1、更生保護女性会*2、BBS 会*3、協力雇用主*4や更生保護施設等の民間協力者と連携したり、毎年7月の「社会を明るくする運動」等の啓発活動と関連づけたりしながら指導していくことが大切です。また、学習者の中に当事者や関係者がいる場合もあるため、学習の進め方にも配慮が必要です。

2 具体的な取り組み

(1) その他の課題に対する教育の推進

①学校におけるその他の人権課題理解の取り組み

ア. 犯罪被害者、生活困窮者、刑を終えて出所した人やその関係者の個人情報等の取り扱いには十分配慮し、児童生徒等の実態を踏まえ、必要な支援を行います。

〈学校教育課〉

②社会教育及び啓発の推進

ア. 犯罪被害者、生活困窮者、刑を終えて出所した人を取り巻く人権問題についての理解を深めるため、各種取り組みとあわせながら啓発を推進します。

〈福祉課・生涯学習課〉

(2) 推進者の育成

①教職員研修の充実

ア. 犯罪被害者、生活困難者、刑を終えて出所した人の問題に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

ア. 地域における啓発推進者の育成を図るため、民生委員・児童委員、地区人権教育推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈長寿社会課・生涯学習課・人権政策課〉

* 1 保護司

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じるという特性を生かし保護観察官と協働して更生保護の仕事に従事している人をいう。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

* 2 更生保護女性会

女性の立場から、地域の犯罪予防と犯罪や非行をした人の更生支援活動を行い、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体。

* 3 BBS 会

Big Brothers and Sisters Movement の略。さまざまな問題を抱える少年と兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長できるよう支援し、犯罪や非行のない地域社会の育成をめざす青年ボランティア。

* 4 協力雇用主

保護観察中の人を前歴にこだわらず積極的に雇用することで、その立ち直りに協力する民間の事業者。

資 料

人権尊重都市宣言

私たちは、だれもが日本国憲法で保障された基本的人権を享有し、人間らしく幸せに生活したいと願っており、社会生活において人権の侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

しかし、私たちの周りでは、依然としてさまざまな人権侵害が後を絶たず、その解決は、急務の課題となっています。

今こそ、すべての市民がお互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心をはぐくんでいくとともに、人権を自分自身の問題として考え、学び、行動することが大切です。

ここに、あらゆる人権侵害をなくすことを誓い、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会の実現のために、米子市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

平成18年3月28日

米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例

(目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、すべての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許されないものであることの鑑み、あらゆる差別をなくするための市民及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重都市米子市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護の社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う前条の施策に積極的に協力する等人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

(施策の計画的推進)

第4条 市は、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等の施策を計画的に推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(人権啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(平成17年3月31日条例第6号)

市役所や教育委員会では以下の相談をお受けします

- P T Aや地域での人権教育研修に関するご相談は…
 - 人権政策課 ☎23-5415
 - 米子市人権情報センター ☎37-3183
 - 企業における人権教育研修に関するご相談は…
 - 人権政策課 ☎23-5415
 - 人権問題に関する図書やビデオをお探しの場合は…
 - 米子市人権情報センター ☎37-3183
 - 同和問題（部落差別）に関するご相談は…
 - 人権政策課 ☎23-5415
 - 外国人市民の人権に関するご相談は…
 - 人権政策課 ☎23-5415
 - 外国から来られた方が日本語を学びたい場合は…
 - 米子市中央隣保館 ☎33-5928
 - 障がい児保育に関するご相談は…
 - あかしや ☎29-2585
 - こども未来課 ☎23-5177
 - 障がい者福祉に関するご相談は…
 - 障がい者支援課 ☎23-5153／5159
 - ☎23-5543～5545
- 米子市が委託する各相談支援事業所
- 障害者生活支援センターすてっぷ ☎37-2120
 - 障害者生活支援センターまちくら ☎35-5647
 - 相談支援事業所エポック翼 ☎36-2005
 - 支援センターのぞみ ☎30-0550
 - 障害者支援センターさかいみなど ☎44-2472
- 手話通訳・手話奉仕者の派遣は…
 - NPO 法人コミュニケーション支援センターふくろう
（市委託） ☎32-7338
 - 子どもの発達障がいに関するご相談は…
 - 明道小学校まなびの教室 ☎34-3141
 - 啓成小学校まなびの教室 ☎34-3143
 - 就将小学校まなびの教室 ☎33-4151
 - 車尾小学校まなびの教室 ☎33-4815
 - 弓ヶ浜小学校まなびの教室 ☎29-2451
 - 湊山中学校まなびの教室 ☎34-3245
 - 米子市まなびの支援室「ゆう-あい」 ☎22-5444
 - 学校教育課 ☎23-5432
 - 男女共同参画の取り組みについてのご相談は…
 - 男女共同参画推進課 ☎23-5419
 - DVに関するご相談は…
 - こども未来課 ☎23-5176
 - 生活保護に関するご相談は…
 - 福祉課 ☎23-5151
 - マタニティー相談、赤ちゃん相談については…
 - 健康対策課 ☎23-5453
 - 就学支援に関するご相談は…
 - 学校教育課 ☎23-5431
 - 子育てに関するご相談は…
 - 各子育て支援センター
 - ふれあい（南保育園内） ☎23-2588
 - 弓ヶ浜（富益保育園併設） ☎28-8860
 - 福原（福生保育園併設） ☎22-8811
 - 子育てひろば（ふれあいの里内） ☎22-4170
 - キッズタウン（キッズタウン2 4かみごと内） ☎30-0111
 - 満 18 才未満の児童に関するあらゆる問題や養育に関するご相談は…
 - こども未来課（家庭児童相談室） ☎23-5138／5176
 - 青少年の非行防止や健全育成に関するご相談は…
 - 米子市少年育成センター ☎35-0852
 - 教育相談（いじめ、不登校等）は…
 - 学校教育課 ☎23-5432
 - 米子フレンドリールーム ☎23-3741
 - 高齢者福祉や高齢者の人権に関するご相談は…
 - 長寿社会課 ☎23-5132
 - 地域包括支援センター（ ）内は対象中学校区
 - ふれあいの里（東山・福生・福米） ☎23-5798
 - 義方・湊山（後藤ヶ丘・湊山） ☎23-6790
 - ＊後藤ヶ丘中学校区うちの義方地区
 - 住吉・加茂（後藤ヶ丘・加茂） ☎48-1365
 - ＊後藤ヶ丘中学校区うちの住吉地区
 - 尚徳（尚徳） ☎26-6588
 - 弓浜（弓ヶ浜・美保） ☎48-2330
 - 箕蚊屋（箕蚊屋） ☎27-6500
 - 淀江（淀江） ☎56-1118
 - 病気にかかわる人の人権に関するご相談は…
 - 健康対策課 ☎23-5453
 - 児童虐待防止に関するご相談は…
 - こども未来課（家庭児童相談室） ☎23-5176

人権に関するご相談で、どこに問い合わせるのかわからない場合は、まず人権政策課（☎23-5415）にご連絡ください。

基本方針および推進プランの改訂に協力をいただいた機関・団体

あかしや

一般社団法人みもぎの会

子どもの虐待防止ネットワーク鳥取

子どもの人権広場

在日本大韓国民団鳥取県地方本部米子支部

在日本朝鮮人総联合会鳥取県本部常任委員会

山陰国際交流連絡会

児童自立援助ホーム ピアホーム

男女共同参画推進会議米子

中央隣保館識字・日本語教室

鳥取県介護支援専門員連絡協議会

鳥取県在日外国人教育研究協議会西部

鳥取県西部医師会

鳥取県立皆生養護学校PTA

鳥取県立西部やまと園

鳥取県立総合療育センター

鳥取県立米子養護学校PTA

鳥取県老人保健施設協会

国立大学法人鳥取大学医学部

認知症の人と家族の会鳥取県支部

ハッピーエンジェル（鳥取県西部発達障がい児親の会）

部落解放同盟米子市協議会

米子患者塾

米子国際交流協会

米子市小学校教育研究会

米子市小学校長会

米子市小中PTA連合会

米子市人権・同和教育推進協議会就学前部会

米子市生活学校連絡協議会

米子市中学校教育振興会

米子市中学校長会

米子市手をつなぐ育成会

米子市民生児童委員連絡協議会

米子市連合婦人会

レディースあすか西部

NPO 法人コミュニケーション支援センターふくろう

（五十音順）

■アドバイザー

野口克海 国立大学法人大阪教育大学監事



YONAGO